様式第1号（第3条関係）
社会福祉法人等の社会福祉施設の地域貢献活動

**「ちゅいネットなは」入会申込書**

　　　　　　　　　令和5年　　月　　　日

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会会長殿

　　　　　　　　　　社会福祉法人等施設名

代　表　者　名　氏　名

那覇市内の社会福祉施設の地域貢献活動の趣旨に賛同し、参加します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人本部（所在地） |  |
| 電話番号 |  | FAX |  | E-mail |  |
| 入会費 | **無料**（但し、社協の活動費の浄財となる社協会費、共同募金・歳末助け合い募金運動へのご協力をお願いします。） |

・入会に向けて、貴法人の地域貢献活動を紹介します。

・参加可能な活動について、該当する活動の一つ以上に〇もしくは、他の具体的な活動があれば、記述してください。

・相談は、専門相談は必須で、専門外は任意ですが連携して繋いでください、

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1．相談（トータルサポート） | ・専門相談・専門外相談 | ４．居場所支援（プレイスサポート） |  |
| 2．食料等支援活動（フードサポート） |  | ５　社会参加・就労支援（ワークサポート） |  |
| ３．福祉教育（ヒューマンサポート） |  | ６．移動支援サービス（トランスサポート） |  |
| 7．その他地域支援　（地域で気になる世帯の見守り、福祉避難所、ちびっこ見守り隊など具体的に記述してください） |

ちゅいしいじい（小規模法人ネットワーク）事業

社会福祉施設等地域貢献活動実施要領

（目的）

1. この要領は、那覇市社会福祉協議会（以下、那覇市社協）、本会定款34条並びに部会委員会規定に基づき、那覇市内で活動する社会福祉法人等（医療・企業法人・福祉関係機関含む。以下「法人」という。）の法人間の理解と連携体制の強化、及び法人及び社会福祉法に定める「地域における公益的な取り組み」を始めとする各種法人活動の理解と促進等を目的に実施するものである。

２．社会福祉施設等地域貢献活動は、「ちゅいしいじいネットワークなは」を略し、「ちゅいネットなは」と称し、那覇市内の社会福祉施設等が協働し、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応することを本旨として、支援が必要な者の早期把握と具体的な解決を図ることを目的に実施するものである。

（定義）

第2条　社会福祉施設とは、厚生労働省が定める老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設とする。

　　　２，社会福祉施設等とは、社会福祉法人、医療法人、社団法人、NPO法人、企業法人等が参画する地域貢献活動を行う者を示す。

（参加社会福祉施設等と事務局）
第3条　地域貢献活動の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉施設等は、所定の入会申

　　　し込み書（様式1号）を那覇市社協に提出し、那覇市社協は、当該社会福祉施設等を地域貢献活動の協力機関として指定し、地域貢献活動を推進するものとする。

　　２．那覇市社協は、前項の社会福祉施設等を広報誌やホームページ等で公表するとともに、その社会貢献活動の事例を広く情報発信し、那覇市内の社会福祉施設等による地域貢献活動を推進するものとする。

　　３．那覇市社協は、事務局として社会福祉施設等地域貢献活動を推進し、沖縄県社協、参加社会福祉施設等と協働して活動するものである。

　　４．那覇市社協は、社会福祉施設等が解散した場合または、書面で退会の申し出が提出された場合には、退会したものとする。

（活動内容）

第4条　地域貢献活動を行う参加社会福祉施設等は、次の活動を行う者である。

　（１）総合相談（トータルサポート）

**制度の狭間の生活困窮などの様々な課題を抱えるものに対し、各関係機関や住民と連携し、既存の制度や機関につないだり、自立を支援するための総合的な相談支援を行います。**

　（２）食糧支援（フードサポート）

　　　　公的な制度や既存のサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、食料などの提供を行うために、必要な食糧などを備蓄し、必要に応じて提供します。

（３）就労体験・社会参加活動の提供（ワークサポート）

就労に不安がある者や就労や社会参加活動を希望する者に対し、社会福祉法人等施設の機能を活用し、就労の場や社会参加活動の機会を提供します。

　（４）移動支援（一部試行実施）（トランスサポート）

社会福祉法人等の資源を活用し、社協、地域と連携し、中学校区内圏域の買い物、居場所、通院などの送迎をお手伝いします。

（５）居場所支援・サポーター支援（プレイスサポート）

地域の様々な居場所づくり（サロン・子どもの学習支援、子ども食堂等）ボランティア活動者の拠点として施設の開放を行いサポーターの居場所を支援します。

　（６）福祉教育支援（ヒューマンサポート）

地域の福祉を支える担い手の育成活動として施設の専門スタッフが、学校への実習受け入れや、学校や地域に出向いての講話を行い福祉教育活動を応援します。（医療・保健・福祉教育分野の人材の派遣）

　（７）その他
既存の制度やサービスでは対応困難な課題に対して、社会福祉施設等の資源を活用し必要な活動を行います。①見守り隊等地域の実態把握活動②民生委員・自治会への協力③福祉避難所④子育て支援等

　　２　那覇市社協は、前項の活動を円滑且つ効果的に実施するために、第3条の参加社会福祉法人等社会福祉施設に対し、県社協の支援連携を図り、必要な情報提供や研修事業を実施するとともに、総合相談を行う人材育成を行う者である。

（活動の財源）

第5条　那覇市社協は、前条の活動を円滑に推進するための財源として、第3条に規定する参加社会福祉施設等からの共同募金、社協会費、その他（チャリティア企画等の浄財）の収入で以て充てるものとする。

（連絡協議会）

第6条　那覇市社協、第2条に規定する目的を達成するため、円滑に事業を進めるとともに、適切な運営管理を行うために連絡絡協議会を設置するものとする。

２．連絡協議会は、第3条で規定する参加社会福祉施設等の代表者及び実務者25名以内の委員で構成し、那覇市社協会長が、委嘱するものとする。

３．連絡協議会は、那覇市社協会長が招集するものとする。

４．連絡協議会、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

５．連絡協議会の委員長は、会議の議長となり、副委員長は委員長に事故あるとき、その職務を代理するものとする。

６．那覇市社協、参加社会福祉施設等の事業の進捗について協議するため、第1条に規定する目的達成のため、連絡協議会代表者会議を開催するものとする。

（協議）

第７条　　連絡協議会は、次の事項を協議する。

1. 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ・検証・事業化
2. 法人合同での学習会及び研修会
3. 法人間での情報提供と共有
4. 法人及びその活動の地域住民への周知及び発信
5. その他、連絡会議の目的達成のための必要事項

（担当者の配置と活動報告）

第8条　那覇市社協は、第3条に規定する社会福祉施設等に、第4条で規定する活動の連絡調整を行う担当者を配置するものとする。

２．担当者は、第3条に規定する社会福祉施設等や関係機関と連携協働しながら、各施設の生活上の課題を把握し、必要な社会資源について調整を行うとともに、課題解決を図るものとする。

３．第3条に規定する社会福祉施設等は、相談や支援に関する記録を定められた様式に基づいて、那覇市社協の担当者に活動報告するものとする。

（個人情報保護）

第９条　地域貢献活動の実施に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分に配慮するとともに、事業の実施に際し、知りえた個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後及び事業の参加を終了した後も同様とする。

２．この要領に定めるものの他、事業の実施に係る個人情報の管理については、那覇市社協文書管理規定及び個人情報保護規定の定めるところによるものである。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項など、社協会長が別に定める。

附則　　この要領は、令和５年４月１日から施行する。